

みくも学区まちづくり協議会会則



みくも学区まちづくり協議会

平成31年3月31日施行版

第1章 総 則

第1条 (目 的)

みくも学区まちづくり協議会は、三雲学区住民の参加と総意、責任により誰もが愛着と誇りをもって、生き生きと安心して暮らせる地域をつくることを目的とする。

第2条 (事 業)

みくも学区まちづくり協議会は、前条の目的を達成するため、まちづくり事業とセンター管理運営事業として次のことを行う。

- (1) 互いに支え合う地域福祉の実現に関する事。
- (2) 子どもの健全な育成に関する事。
- (3) 自主防犯及び自主防災に関する事。
- (4) 基本的人権の尊重に関する事。
- (5) 健康づくりに関する事。
- (6) 環境及び景観の保全に関する事。
- (7) 地域文化の継承及び創出に関する事。
- (8) 地域の資源を活用し、地域の活性化促進に関する事。
- (9) 地域課題の解決、地域振興及び市民交流に関する事。
- (10) 三雲、柑子袋両まちづくりセンターの管理運営に関する事。
- (11) 前項各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると本会が認める事業。

2. 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3条 (名 称)

本会は、みくも学区まちづくり協議会(以下「協議会」という)と称する。

第4条 (区 域)

協議会の区域は、三雲東小学校区及び三雲小学校区に属する三雲区、妙感寺区、吉永区、夏見区、針区、中央区、ルモン甲西区、平松区、柑子袋区の9行政区とする

第5条 (事務所)

協議会の事務所は、滋賀県湖南市柑子袋860番地の1の湖南市立柑子袋まちづくりセンターに置く。

第2章 会 員

第6条 (会員の資格)

協議会の会員は、第4条に定める区域に在住、在勤及び活動するすべての者が加入資格を有する。

第3章 役員

第7条 (役員の種類別)

協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名以内 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 評議員 | 15名以内 |
| (6) 監事 | 2名 |

2. 評議員は、区長及び会長、副会長、会計、事務局長とする。

3. 監事のうち1名は三雲学区副学区長とする。

第8条 (役員を選出)

役員を選任は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、会計及び監事は、評議員及び運営委員の中から選任する。

(2) 事務局長は、会長が委嘱することができる。

2. 監事と会長、副会長、会計、事務局長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

第9条 (役員職務)

役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、総会及び運営委員会を招集し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、協議会の出納事務を処理し、必要書類を管理する。

(4) 事務局長は、協議会の事務を統括する。

(5) 評議員は、協議会の円滑な運営のために、必要に応じて審議し議決する。

(6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

第10条 (役員任期)

役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第11条 (サポート隊)

協議会は必要に応じ、会長の委嘱により「サポート隊」を設置することができる。

2. サポート隊は、協議会の活動に積極的に参加し、円滑な事業運営に協力する。

第4章 総 会

第12条 (種 類)

協議会の総会は、通常総会及び会長が必要と認めた臨時総会とする。

第13条 (構 成)

総会は、総会代議員及び評議員・運営委員・両センター長を以て構成する。

2. 総会の代議員の選出は各区から代表として、各区で選出する。

3. 代議員の定数は、各区2名とし、総数で18名とする。

第14条 (機 能)

総会は、協議会の最高議決機関であって、この会則に定めるもののほか、運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 会則の制定ならびに改正に関すること。
- (2) 会長、副会長、会計、事務局長及び監事の承認に関すること。
- (3) 運営委員の承認に関すること。
- (4) 前年度の事業報告と決算報告の承認及び新年度の事業計画と予算の決定をすること。
- (5) その他協議会運営の重要事項に関すること。

第15条 (開 催)

通常総会は、年1回開催する。

第16条 (招 集)

総会は、会長が招集する。

第17条 (議 長)

総会の議長は、出席者の中から選出し、これにあたる。

第18条 (定足数)

総会は、第13条で定める構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

第19条 (議 決)

総会の議事は、この会則に定めるもののほか、総会に出席した者の過半数で決し、過半数同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 評 議 員 会

第20条 (構 成)

評議員会は、第7条で定める評議員を以て構成する。

2. 評議員会の委員長は、三雲学区長があたる。

第21条 (機能)

評議員会は、総会に次ぐ決議機関であつて、総会から総会までの間における協議会の議決機関としての任務を果たすものとする。

- (1) 総会に提案する議案に関すること。
- (2) 総会から付託された事項。
- (3) 企画委員会から上伸された事項。
- (4) 協議会運営及び事業執行状況の管理に関すること。
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事項。
- (6) 総会が止むを得ない事情で開催できない場合は、総会の代替機能を有すること。

第22条 (招集)

評議員会は、委員長が必要と認めるとき招集する。

第23条 (議長)

評議員会の議長は、委員長がこれにあたる。

第24条 (定足数等)

評議員会には、第18条、第19条の会則を準用する。この場合において、これらの会則中「総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第6章 運営委員会

第25条 (運営委員の選出)

運営委員は、地域の代表として各行政区から3名を区長が推薦する。但し、会長が認めた場合はこの限りでない。

第26条 (運営委員の任期)

運営委員の任期は2か年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠により選任された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 運営委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第27条 (構成)

運営委員会は、運営委員、両センター長をもって構成する。但し、必要に応じてサポート隊の参加を要請することが出来るものとする。

第28条 (機能)

運営委員会は、協議会の執行機関であつて、次の事項を提案し議決された事項を執行する。

- (1) 前年度の事業報告と決算報告及び新年度の事業計画と予算を評議員

会に提案し、議決された事項の執行に関する事項。

(2) その他、総会及び評議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第29条 (招集)

運営委員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

第30条 (議長)

運営委員会の議長は、事務局長がこれにあたる。

第31条 (運営委員会の部会)

運営委員会に次の部会を置く。

(1) 環境部会

(2) 生涯学習部会

(3) 地域福祉部会

(4) 広報部会

2. 部会は部長が必要と認めるとき招集し、議長にあたる。

第7章 委員会

第32条 (目的)

協議会に第1条の目的及び第2条の事業を円滑に進めるために、総務委員会と企画委員会を置く。

第33条 (総務委員会)

総務委員会は協議会とセンターの連携を図るとともに、日常の運営全般に責任を負う機関として設置する。

第34条 (総務委員会の構成及び招集)

総務委員会の構成は、会長・副会長・会計・事務局長・両センター長・センター会計で構成する。

2. 委員会は委員長が招集する。

第35条 (委員長の選出)

総務委員会の委員長は副会長の中から1名選出し、議長となる。

第36条 (企画委員会)

企画委員会は、各部会の事業計画や推進状況を把握し、協議会の事業を円滑に進めるために設置する。

第37条 (企画委員会の構成及び招集)

企画委員会の構成は、会長・副会長・会計・事務局長・各部正副部長・両センター長で構成する。

2. 委員会は委員長が招集する。

第38条 (委員長の選出)

企画委員会の委員長は、総務委員会の委員長が当たる。

第8章 会 計

第39条 (事業計画及び予算)

事業及び会計は、まちづくり事業とセンター管理運営事業に分離する。

2. 事業計画及び予算は、企画委員会が提案し、評議員会の議を経て総会で決定する。
3. 前項の規定にかかわらず、予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会で議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることが出来る。

第40条 (事業報告及び決算)

事業報告及び決算は、会長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を受け、年1回総会の承認を受けなければならない。

第41条 (経 費)

運営に関する経費は、市交付金、各区助成金、指定管理料、その他の収入をもって充てる。

第42条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第43条 (報 酬 等)

役員等の活動に対する対価として報酬等を支給することが出来る。

第44条 (会計処理)

会計処理については別に定める会計処理規定に基づいて行うものとする。

第45条 (そ の 他)

三雲、柑子袋両まちづくりセンターの管理運営については別に定める。

2. この会則で定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が別に定める。

第9章 雑 則

第46条 (会則の改廃)

この会則は、評議員会を経て、総会の承認により改廃できる。

付 則

1. この会則は、平成26年5月17日から施行する。
2. 平成27年5月23日改正。同日、施行する。
3. 平成28年5月7日一部改正。同日、施行する。
4. 平成30年3月9日一部改正、同日、施行する。
5. 平成31年3月31日一部改正、同日、施行する。